

住安第 1027 号
令和 2 年 9 月 29 日

公益社団法人静岡県建築士会会長 様
一般社団法人静岡県建築士事務所協会会長 様
一般社団法人静岡県建設業協会会長 様
静岡県中小建設業協会会長 様

静岡県くらし・環境部
建築住宅局建築安全推進課長

令和 2 年度違反建築防止週間の実施について

日頃、県の建築行政に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、国土交通省及び県内各特定行政庁においては、建築基準法令の違反建築物の発生予防、是正対策に努めております。

その一環として、毎年「違反建築防止週間」を設定しており、本年度も下記のとおりを実施することになりました。

については、貴会員への周知・協力についての御配慮をお願いします。

記

- 1 実施期間 令和 2 年 10 月 15 日（木）から令和 2 年 10 月 21 日（水）までを基本とする
- 2 実施内容 一斉パトロールの実施
電話等による督促 等
- 3 重点対象建築物
 - ・ 過去に重大な人的被害を伴う火災の発生があった建築物等（簡易宿所、病院・診療所、ホテル・旅館、グループホーム、有料老人ホーム、個室ビデオ店、ドライクリーニング工場等）
 - ・ 中間、完了検査申請の未提出物件
 - ・ 工事監理者の未選定の物件

担 当：建築安全班 中村
電話番号：054-221-3079
F A X：054-221-3567